

## 事例 01

# EU・アジア向けに盆栽の輸出に取り組む生産者

### 【生産者の概要】

- ① 事業内容：大きな自然をコンセプトに盆栽を育成・販売
- ② 業務の特徴：植木鉢や受け皿の生産・販売、盆栽用苗の育成、盆栽の生産・販売などを手がけるとともに、若い人を中心としたワークショップの開催などを通じて、盆栽の魅力などを発信している。
- ③ 目指す輸出先国：EU諸国、香港などアジア諸国

### 【輸出を目指す目的】

盆栽の魅力を世界中の人に知ってもらいたいと考えている。当社では盆栽の器（鉢）作りからこだわっており、鉢と盆栽が醸し出す雄大な自然を世界の人を楽しんでももらいたいとの思いから輸出を目指すものである。

### 【生産者の取り組み内容】

これまで盆栽を国内向けに販売しており、ビニールハウス3棟を所有するほか屋外でも栽培している。水やりなどの作業の効率化のため、全て棚上げ（上段は地上から約70cm超）して管理している。また、地面には防草シートを張り、雑草防止を図っている。

小さな器に大きな自然をコンセプトにしている関係もあり、大きな盆栽は取り扱っていない。一方、見た目の良さもあり、盆栽の根元はコケで覆われるようにして栽培している。

### 【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

これまで農産物の輸出経験が無く、諸外国の植物検疫条件や手続き等が不明である。また、EU向けでは特別な条件があると聞いているが、どのように整備し、どのように管理等を実施すれば良いか分からない。

### 【支援等の内容】

盆栽については、多くの国が何らかの検疫措置（輸入許可証の取得、栽培地検査、植物の輸出検査、消毒など）を求めており、これらの植物検疫条件に従って、栽培管理や手続き等を行う必要がある旨など、資料を配付して専門家から説明した。また、相談者が輸出を計画している盆栽に係る各国の植物検疫条件について、表に整理して説明した。

なお、各国の主な検疫条件は次のとおり。

## 1. EU向け盆栽

(1) 次の植物は、輸入禁止（輸出不可）になっていること。

カラタチ属 (*Poncirus* spp.)、カリン属 (*Cydonia* spp.)、カンキツ属 (*Citrus* spp.)、キンカン属 (*Fortunella* spp.)、サクラ属 (*Prunus* spp.)、ツガ属 (*Tsuga* spp.)、トウヒ属 (*Picea* spp.)、ナシ属 (*Pyrus* spp.)、ヒノキ属 (*Chamaecyparis* spp.)、ビャクシン属 (*Juniperus* spp.)、ブドウ属 (*Vitis* spp.)、マツ属 (*Pinus* spp.)、モミ属 (*Abies* spp.)、リンゴ属 (*Malus* spp.) 等

(2) 少なくとも2年間、植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理する必要があること。

(3) ゴマダラカミキリ属に関する規制の対象植物については、幹の直径が1cm未満のものを除き、植物防疫所に登録された施設（温室又は網室で開口部を目合5mm以下の網で覆われた施設）で少なくとも2年間栽培管理する必要があるなど、別途条件があること。

(4) 年間少なくとも6回、植物防疫官の検査を受ける必要があること。

(5) 高さ50cm以上の棚で栽培する必要があること。

(6) ヨーロッパ未発生のさび病の発生がないこと。また、さび病の病徴発現の直前

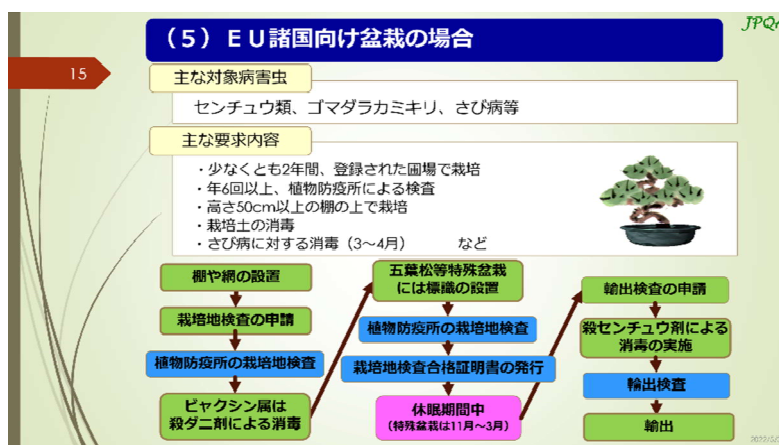
(3～4月)に、さび病に有効な殺菌剤による消毒を実施する必要があること。

(7) 検疫対象病害虫がないこと。

(8) EUが植物ごとに要求している検疫条件に従うこと。

なお、①アオナガタマムシの対象植物となるオニグルミ (*Juglans sieboldiana* (*Juglans ailantifolia*))、サワグルミ (*Pterocarya rhoifolia*)、ハルニレ (*Ulmus davidiana* var. *japonica*)、マンシュウグルミ (*Juglans mandshurica*) 及びトネリコ属 (*Fraxinus* spp.)、また、②キウイフルーツかいよう病 (*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae*) の対象植物のマタタビ属 (*Actinidia* spp.) は、輸出不可であること。

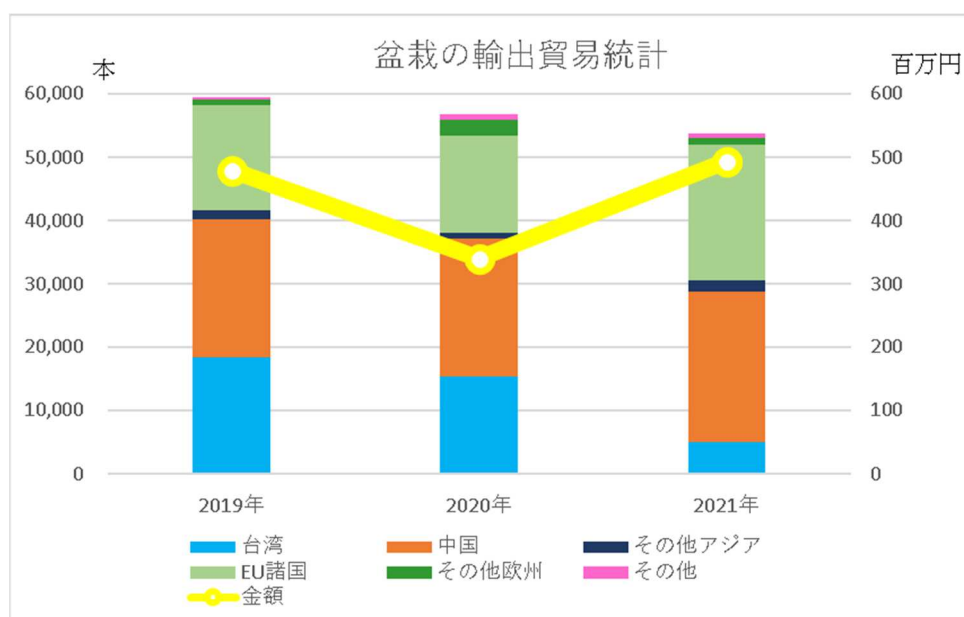
(9) 培養資材については、植付時の培養資材の消毒などの条件を満たす必要があること。EUの要求では、培養資材は有機物を含まない未使用のものとされていることから、コケを付けたままの輸出はできないと思われること。



- (10) マメコガネ、ナンヨウキクイムシ及びクワカミキリを対象とした検疫措置を行う必要があること。
- (11) 輸出時には花及び果実がないこと。
- (12) 落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出する必要があること。
- (13) 輸出直前に、ミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行う必要があること。
- (14) 輸出検査に合格した盆栽は、輸出時に封印する必要があること。

## 2. 香港向け盆栽

- (1) 輸出前に香港植物防疫機関の輸入許可証を取得し、記載された条件を満たす必要があること。
- (2) チャ (*Thea sinensis*) 及びカンキツ属 (*Citrus spp.*) は、輸入禁止であること。
- (3) 土壌、砂、粘土及びピートの付着がないこと。ただし、取得した輸入許可証で許可されている場合は除かれること。



(財務省貿易統計より)

## 3. そ

### の他アジア

輸出先国によって検疫条件が異なる（輸入許可証の取得、栽培地検査の実施などがある）こと。

### 【生産者の対応状況】

生産者は、JETRO などにも相談し、EU向けに自社栽培の盆栽が輸出できるのが早くても2年以上先になることから、当面香港向けを目指すとしている。

EU向けについては、来年度に栽培地検査申請を行うとともに植物防疫所の検査を受け将来の輸出を目指すこととしている。その一方で、当面の対応として、他の栽培者からEU向けに栽培地検査合格となった盆栽を譲り受けて輸出することも考えたいとしている。

### 【評価・所感】

相談者は、専門家からの説明を受け、各国の要求する検疫条件を十分に理解し、今後、盆栽の輸出に向けて必要な手続き等を執るとしている。

相談者の栽培している盆栽は、種類、本数ともに非常に多く、植物防疫所への申請に当たっては、整理を充分に行うとともに、一部EUなどが輸入を禁止している樹種も栽培されていることから、明確に区分けするなど栽培管理を確実に行う必要があると思われる。

一方、相談者が栽培している盆栽の種類、数量が非常に多いことから、諸外国からの引き合いによっては、相当量の輸出が見込まれ、盆栽の輸出増につながるものと期待できる。

課題解決支援事業としても当該盆栽の輸出に関し、節目節目で継続して支援することとする。